

平成 30 年度奈良県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 月
奈良県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

- ・医療分については、令和2年3月2日の医療審議会でその時点までの実施内容について報告を行った。

行わなかった

- ・新型コロナウイルスの影響により協議会を開催できなかったため。
※事後評価提出後となるが、令和3年3月開催予定の協議会において報告予定。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特になし。

2. 目標の達成状況

平成30年度奈良県計画に規定する目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

■奈良県全体

1. 目標

奈良県においては、医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

既に導入済みの情報収集及び指標算出システムを活用し、各病院の医療提供状況等の分析評価を行うとともに、地域における病院の役割等について関係病院と協議を行い、病床の機能分化と病院間の連携の強化を図る。

医療機関の機能分化・連携により、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るため、病床規模の適正化を伴う施設・設備の整備に対して支援を行う。

- ・ 地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数
 - 高度急性期 1,275 床
 - 急性期 4,374 床
 - 回復期 4,333 床
 - 慢性期 3,081 床
- ・ 各病院の医療機能の強化（指標値の上昇）
- ・ 病床数（高度急性期 1,466 床（H28 年度）→1,275 床、急性期 6,997 床（H28 年度）→4,374 床、回復期 1,997 床（H28 年度）→4,333 床、慢性期 3,194 床（H28 年度）→3,081 床）

(3) 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期県介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

介護施設等の開設時に必要な準備経費に対して支援を行うことにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制を整備する。

また、介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備に対して支援を行い、介護療養病床の減少を促進する。

併せて、介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備時に介護医療院開設のための準備経費に対して支援を行う。

- ・ 認知症高齢者グループホーム 2カ所増
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所増
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増
- ・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・ 認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 1カ所
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 1カ所
- ・介護医療院開設のための準備経費に対して支援 2カ所
- ・介護医療院開設のための準備経費に対して支援 1カ所

(4) 医療従事者の確保に関する目標

以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決することを目標とする。

- ・医師の偏在を解消するための取組の促進
- ・医療従事者にとって働きやすい職場環境の整備のための取組を促進
- ・看護職員の養成、定着促進、離職防止及び復職支援のための取組の促進

【定量的な目標値】

- ・整備費補助実施件数 1件

2. 計画期間

平成30年度～令和元年度

■奈良県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・地域医療構想実現に向けて、県内病院に対して、「面倒見のいい病院」の優良先進事例等を共有するとともに平成30年度に策定した「見える化」指標をブラッシュアップし、地域における病院の役割等について認識共有を図った。（地域医療構想実現に向けた医療機能強化推進事業）
- ・医療機関の機能分化・連携により、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るため、奈良県の医療機能の分析及び個別病院の医療機能再編支援を行った。（医療機能分化・連携促進事業）

(3) 介護施設等の整備に関する事業

- ・認知症高齢者グループホーム 2カ所増
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所増
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増
- ・特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 1カ所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 1カ所
- ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 2カ所
- ・介護医療院開設のための準備経費に対して支援 1カ所

(4) 医療従事者の確保に関する事業

- ・看護職員の養成、定着促進、離職防止及び復職支援のための取組の促進
- ・整備費補助実施件数 1件（県内就職率52.7%）（看護師等養成所施設・設備整備事業）

2. 見解

- ・地域医療構想実現に向けた事業を行うことで、地域における病院の役割等について県内病院の意識共有及び病床の機能分化が進み、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築が一定図られた。
- ・また、県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス施設が増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が進んだ。

3. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている（介護施設整備分以外）。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない（介護施設整備分）。

■奈良・東和・西和・中和・南和（目標と計画期間）

1. 中央区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

奈良県全体の目標と同じ

(3) 介護施設等の整備に関する事業

奈良県全体の目標と同じ

(4) 医療従事者の確保に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

2. 計画期間

平成30年度～令和元年度

■奈良・東和・西和・中和・南和（達成状況）

1. 目標の達成状況

奈良県全体の達成状況と同じ

2. 見解

奈良県全体の達成状況と同じ

3. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている（介護施設整備分以外）。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない（介護施設整備分）。

3. 事業の実施状況

平成30年度奈良県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No. 1 (医療分)】 地域医療構想実現に向けた医療機能強化推進事業	【総事業費】 11,596 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	奈良県	
事業の期間	平成30年4月～令和3年3月 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	将来的な医療需要に対応した医療提供体制の構築のためには、各医療機関が地域の医療ニーズに則して自らの担う医療機能を明確化し、その担う役割の方向性に沿った医療機能の発揮と連携の強化が必要 アウトカム指標：各病院の医療機能の強化（指標値の上昇）	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機能の「見える化」指標の作成 ・各病院から「見える化」指標の収集 ・病院間での指標結果の共有、県民等への公開 ・医療機能の「見える化」による各医療機関の機能分化、機能発揮、連携強化 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・「見える化」指標を策定する ・指標結果を病院間で共有する ・指標結果を分かりやすく県民に公開する 	
アウトプット指標（達成値）	令和元年度においては、県内全病院の「面倒見のいい病院」機能を「見える化」するための県内医療・介護関係者や有識者による指標検討会を3回、自主的に自院にあった取組を取り入れてもらうため優良先進事例等を共有するシンポジウムを3回開催した。	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医療機能を「見える化」し、その結果を病院間等で共有することにより、各病院の「自己評価」「自己改善」を促し、医療機能の強化を図る</p> <p>（1）事業の有効性 県が各病院の有する機能を同一の指標で「見える化」することで、各病院が自らの担う医療機能を明確化し、その担う役割の方向性に沿った医療機能の発揮と連携の強化が可能となる。</p> <p>（2）事業の効率性 各病院が独自で機能評価や分化・連携を模索するのではなく、県が提示した同一基準の指標から自院の機能（「強み」「弱み」）を把握することで、機能分化・連携に至るプロセスを効率化できる。</p>	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No. 2（医療分）】 医療機能分化・連携促進事業	【総事業費】 10,469 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県内病院及び有床診療所	
事業の期間	平成 30 年 4 月～令和 3 年 3 月 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に必要となる機能別病床数を見据え、地域医療構想に沿った病床機能の集約化・再編、他分野への転換（介護・健康・福祉）及び連携を図る必要がある。	
事業の内容（当初計画）	医療機関の機能分化・連携により、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るため、病床機能の集約化・再編や他分野への転換に要する費用に対する補助及び病院間の連携促進をサポートすることにより、支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	病床削減数 286 床（平成 30～令和元年度）	
アウトプット指標（達成値）	令和元年度においては、 病床削減数 608 床（平成 30～令和元年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過剰となっている機能病床を集約化・再編等することにより、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築につなげる。	
	<p>（1）事業の有効性 病院の経営傾向を踏まえた支援や転換の要する費用の補助を行うことにより、病院の自主的な医療機能の再編等を図る。</p> <p>（2）事業の効率性 過剰となっている機能病床を転換することにより、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築につなげる。</p>	
その他		

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO.1 (介護分)】 奈良県介護施設等整備事業	【総事業費】 681,786 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	介護事業者等	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標： ・認知症高齢者グループホーム 2カ所増 ・小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所増 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増 ・開設時における安定した質の高いサービス提供体制を整備した施設数 9カ所 ・介護施設等に転換した介護療養型医療施設数 2カ所	
事業の内容（当初計画）	・地域密着型サービス施設等の整備を行う。 ・介護施設等の開設に必要な準備経費に対して支援を行う。 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備に対して支援を行う。 ・介護医療院開設のための準備経費に対して支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・認知症高齢者グループホーム 2カ所増 ・小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所増 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増 ・開設時における安定した質の高いサービス提供体制を整備した施設数 9カ所 ・介護施設等に転換した介護療養型医療施設数 2カ所	
アウトプット指標（達成値）	・認知症高齢者グループホーム 2カ所増 ・小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所増 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増 ・開設時における安定した質の高いサービス提供体制を整備した施設数 9カ所 ・介護施設等に転換した介護療養型医療施設数 2カ所	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標： ・認知症高齢者グループホーム 2カ所増 ・小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所増	

	<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増 ・開設時における安定した質の高いサービス提供体制を整備した施設数 9カ所 ・介護施設等に転換した介護療養型医療施設数2カ所
	<p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設等の整備により県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数が増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が図られた。 ・特別養護老人ホーム等の開設準備経費に対する支援を行うことにより、開設時における安定した質の高いサービスの提供が図られた。 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備に対して支援を行い介護療養病床が減少した。 <p>(2) 事業の効率性</p> <p>調達方法や手続について行政の手法を紹介することで、一定の共通認識のもとで施設整備を行い、調達の効率化が図られた。</p>

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 23 (医療分)】 看護師等養成所施設・設備整備事業	【総事業費】 37,064 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成30年4月～平成31年3月 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	補助を実施することで、看護師等養成所において、医療の高度化・専門化に対応する高水準の教育を受けた質の高い看護職員の育成し、県内就業や定着を図る。 アウトカム指標： 卒業生の県内就業率 R1：50%以上 (H28：49.7%)	
事業の内容（当初計画）	看護基礎教育の充実を図るため、県内の看護師等養成所が実施する、新築、改築、改装及び改修の施設設備整備事業に要する経費の補助	
アウトプット指標（当初の目標値）	整備費補助実施件数（1施設実施予定）	
アウトプット指標（達成値）	令和元年度においては、目標値どおり1施設の整備費補助を実施。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 卒業生の県内就業率 R1：52.7%	
	<p>（1）事業の有効性 少子高齢化にともない生産人口が減少するなか、看護師等を養成していくためには養成所の新設だけでなく、現存する看護師等養成所を存続させていくことも重要となる。今回、施設整備に対して補助することで、教育環境を充実させることができた。</p> <p>（2）事業の効率性 新築、改築だけでなく、老朽化した既存施設の改修を補助対象に加え、施設の長寿命化を実現し、教育環境の充実を図ることができた。</p>	
その他		